

会 議 録

会議の名称	第22回小金井市保育計画策定委員会	
事務局	子ども家庭部保育課	
開催日時	令和2年12月23日(水) 18時00分から20時30分まで	
開催場所	前原暫定集会施設A会議室	
出席者	委員	米原 立将 委員長 田邊 満寿美 委員 長汐 道枝 副委員長 茂森 俊介 委員 平野 麻衣子 委員 飯塚 絵美 委員 井戸下 望 委員 中村 悠子 委員 竹澤 千穂 委員 真木 千壽子 委員 大越 郁子 委員 藤原 大介 委員
	事務局	保育政策担当課長 平岡 良一 保育課長 三浦 真 小金井保育園園長 小方 久美 さくら保育園園長 柴田 桂子
欠席者	堀尾 瞳 委員	
傍聴の可否	(可) ・ 一部不可 ・ 不可	
傍聴者数	5人	
会議次第	1 開会 2 議題 (1) 会議録の確定 (2) (仮称) 小金井市保育計画(第4章)について(内容確認) (3) (仮称) 小金井市保育計画(第5章)について ア 「1 保育の質の維持・向上に向けて」について(内容確認) イ 「2 多様な保育ニーズへの対応」について(協議) ウ 「3 保育施策の実現に向けた取組」について(協議) (4) その他	
発言内容・ 発言者名(主な 発言要旨)	別紙のとおり	
提出資料	次第 資料57 第4章 保育の質のガイドライン(素案) 資料58 第5章 今後の施策の方向性(素案・差し替え版) 資料59 「(仮称) 保育計画」の名称について	
その他		

令和2年12月23日

開 会

米原委員長

それでは、ただいまから、第22回小金井市保育計画策定委員会の会議を開催いたします。本日、堀尾さんからご欠席のご連絡をいただいておりますのでご報告させていただきます。

また、本日も会議時間が3時間となっておりますので、きりの良いところで5分程度の休憩を入れさせていただきますので、よろしくお願い致します。

それでは、議題1、会議録の確定です。事務局より前回の会議録の校正依頼を行ってりましたが、期限までに訂正等のお申し出いただいた部分について反映したものが、本日机の上に配布されておりますので、こちらをもって確定とさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(全員)

(異議なし)

米原委員長

ありがとうございます。ご異議がございませんので、これで会議録について確定させていただきます。

次に、議題(2)、(仮称)小金井市保育計画の第4章についてです。内容確認ということですね。事務局より、まずは資料の説明をお願い致します。

事務局(保育政策担当課長)

事務局です。以降、座って説明させていただきますのでよろしくお願い致します。

それでは、前回から修正した箇所についてご説明させていただきます。資料57をご用意ください。

修正点は大きく2点あります。1点目は、全体の体裁の修正です。資料の12ページをお開きいただけますでしょうか。全体を通しての体裁となりますが、こちらのページが一番見やすいかなということで、こちらを開いていただくよう、お願いします。

修正の内容ですが、ページごとの見やすさに加え、上段が基本的な考え方であること、また、下段が行動の一例であって、このほかに取り組むべき具体的な行動について考えていっていただきたい旨、各ページに記載する形とさせていただきました。

また、下段の「具体的な行動の視点」よりも、重要なのは上段の「基本的な考え」なことから、下段よりも上段を強調する形にレイアウトを変更しております。

2点目の修正点ですが、19ページをお開きください。前回会議で

修正することとなった部分につきまして修正した箇所を網掛け白抜き文字として表記させていただいております。なおそれ以外に、単語の揺れや誤字や脱字などについても併せて修正させていただきましたが、説明は省略させていただきます。

今回修正させていただいた部分以外については既に確認済の場所となりますので、本日は全体のレイアウトと、19ページの修正部分についてご確認をお願いできればと思います。説明は以上です。

米原委員長

ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありました。第4章のですね、全体のレイアウトと、19ページ以外は既にご確認いただいているということとなりますので、その2点についての確認ですね。

皆様、いかがでしょうか。12ページの基本的な考え方というのが抜けていますね。

事務局（保育政策
担当課長）

はい、すみません。

事務局です。12ページではなくて、11ページの方をご覧くださいと、「基本的な考え方」というのが入っておりますが、こちらは落丁ですので、「基本的な考え方」という言葉が、12ページのところにも、一番上に入れさせていただくこととなります。

米原委員長

ありがとうございます。

まず、全体のレイアウトですね。前回、フォントを変えるなりですね、こちらの意図、なぜこういうふうにとまとめているのかというのが伝わるような書き方というものにしましょうということで、こういう工夫をしたということでもあります。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、19ページですね。内容というか、文章表現の変更がございましたけれども、こちらについてはいかがでしょうか。

いかがでしょうか。これまでのご意見に沿って案として出てきておりますが、大丈夫ですか。はい、それでは、4章についてはこれで仮確定とさせていただきます。

それでは、議題に沿って進みたいと思います。議題の（3）です。（仮称）小金井市保育計画の第5章についてです。この第5章は、ア、イ、ウですね。3つの議題に分かれておりまして、初めに、「1 保育の質の維持向上に向けて」について、内容確認でございます。まずは、事務局の説明をお願い致します。

事務局（保育政策
担当課長）

事務局です。それでは、資料58をお手元にご用意ください。こちらの資料は当日差しかえの形とさせていただきましたが、事前にお送りしたものと異なる部分は最終ページのみとなりますので、議事の混乱を避けるため、こちらについては最終ページの議題のところでご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

それでは、こちらの議題の該当箇所となります、資料58の、1枚お捲りいただきまして、25、26ページ、こちらをお開きください。修正箇所についてご説明をさせていただきます。

修正部分については、右上の枠に記載の通り、網掛けをさせていただいたところが前回からの修正となります。まず、こちらのページ全体としまして、各項目を同列に変更させていただき、(1)から(6)という形に変更を、まずさせていただいております。

個別の修正部分について説明させていただきます。まず、(1)のガイドラインの活用の部分でございますが、市が中心となって研修会を開催する旨の記載を追加しています。(2)の、保育士の研修についてですけれども、文章中に研修以外に連絡会という施設間連携に関わるワードが入っておりましたので、そちらを(5)の方に移させていただきまして、文脈がつながるような形に変更させていただいた結果、このような形となっております。こちらは、各項目の内容の整理という観点から、恐縮ですが事務局の方で修正させていただいた内容となります。次に、(3)、評価のところですが、保護者に対する公表の部分についても記載を追加しております。次の(4)、保育士の確保の部分でございますが、ちょっと見づらいですけれども、一番最後の行のところ、離職防止についても記載を追加させていただきました。次の、(5)ネットワークづくりのところでございますが、ご議論いただいた中で、いわゆる発達分野の巡回相談と混在する部分がございますので、こちらの方と区別をさせていただくための記載の変更を中心に、文章を精査させていただきました。(6)幼保小連携につきましては、教育委員会と連絡して、という言葉を追加させていただいております。修正点については、以上です。

米原委員長

ありがとうございます。

それでは、「1 保育の質の維持向上に向けて」について、(1)から順番に確認していただきたいと思います。これまでもご協議いただいておりますので、明らかな誤りがないかというようなところを確認するという位置づけで進めたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。前回までに加えて、市が中心となってガイドラインの活用に関する研修会を実施するというような、踏み込んだ内容となっております。

それでは、続いて(2)、保育士の研修についてでございます。こちらは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、(3)ですね。各種評価の実施ということで、保護者にも積極的に公表するというふうに変更がありますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、引き続き、(4)ですね。保育士の確保ということで、

離職防止策についてご議論いただきまして、そちらの方が加わっております。ただ、具体的にどうこうというのは中々難しいけれども、現状等は現場の先生がご存じ、ご存じというか実感されているかと思いますが。いかがでしょうか。

長汐副委員長

質問良いでしょうか。長汐です。保育士の確保ということで、現場では病気になった先生とか、あるいは産・育休に入る先生とかいらっしやると思うのですけれども、何かそういう、保育士バンクじゃないのですけれども、登録みたいなものというのを、市としておやりになっているのでしょうか。

事務局（保育政策担当課長）

事務局です。市の制度的なご質問だったのでお答えしますが、結論から申しますと、そのようなものは持っておりません。今、保育士の実態を申し上げますと、やはりそういうところに登録をして、声がかかったらお仕事に、というような状況には中々なくて、いわゆる潜在保育士と言いますか、資格を持つてはいるのですけれどもお仕事までつながっていかない方まで探していかないと、確保が難しいという状況もありまして、中々、各園なり各法人さんでツテでプールされている人材はいるかもしれないのですけれども、市としてそういうようなものを持っているということもないですし、やるということも、今の保育士の状況から考えますと、現実的には難しいかなというふうに思っています。

市の方で運営している公立保育園の運営にあたって、やはり保育士さんをこちらのほうで見つけることが中々難しい状況というのが続いていますので、小金井市全体としての人材バンク自体の運営というか、設置というのは中々難しいかなというのは実感として思っています。以上です。

長汐副委員長
米原委員長
大越委員

ありがとうございます。

他、いかがでしょうか。

大越です。ちょっと私たち保護者側からは、保育士確保についてはかなり分かりかねるところもあるのですけれども、他の自治体でそういうふうなのに積極的に取り組んでいるところと違って、あるのでしょうか。

米原委員長

正直、聞かれないというのか、あまり聞いたことはないですね。というのは、多分、介護・医療などでは、どういう分野で使えるというような専門性というのがかなりはっきりしていて、こういった場面でお願いできるかというようなネットワークというのが作りやすいのですけれども、どちらかという保育というのは、より幅広く子どもを見る、さらに、年度を基本に施設で働くということがあるので、年度途中で何かが必要になってということに依じる人というのは中々多くないという事情があるのではないかと、個人的というか、私とし

ては考えます。

それは、実は保育士が登録制になってそれほど期間が経っていないくて、逆に自治体としても、あまり把握ができていないということですね。資格をお持ちで、働いていない。働く希望を持っている、持っていないというような把握というのも中々できていないという現状があるので、多分日本全国的な課題だと思います。それは、ひょっとしたら教員免許でも同じような課題があるのかもしれませんが。

この項目について、他にはいかがでしょうか。

真木委員

真木です。これは、どういったらよいか、悩ましい。この保育士の確保の問題はね、悩ましいことなただけけれども、養成校で、私も養成校の講師をしていますけれども、養成校を出て、現場の仕事をするというのは、やはり60%ぐらい。60%いけば、まだよい方ですよ。皆、実習とか何かで結構、私はこれに向いていないわ、と別のところに移ったりとか。で、仕事で採用されてきたとしても、自分に合っていないと、2日ぐらいで辞めちゃうという例があつてね。いや、これはどうなっているんだろうって。

先ほど、委員長も言っていましたけれども、保育士とか教員関係って、年度で区切りですよ。だから、年度途中でやめるということは、何かあったのかなと。それで、次の職場を探したとしても、この人何かあったのかしらと、そういう話になるんですね。なので、採用された子は、我慢して、3年、5年、10年というふうな感じの話はしていくんですけれども、中々今の人たちというのは、我慢とか、そういうのができない。自己主張をしつかりするんだけれども、というところはある。あとは、福利厚生が自分と合っていないとか、やはり職場の雰囲気合っていないとかはありますけれども、なるべく離職率を減らそうと、施設長は皆苦勞していると思うんですね。

かといって、あまりよいしょして思わせるということはやはりできませんもんね。いけないことはいけないし、良いことは良いという感じの指導もしていかなきゃいけないので。人材確保については、本当に、ずっと課題ですよ。長年の課題ですね。だから、本当にこの仕事が好きなんだよね、ずっと続けたいとを感じるまでに行くまでは、保育士の仕事は年数がかかるかなと思います。

米原委員長

ありがとうございます。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、続いて(5)ですね、保育分野におけるネットワークづくりについてご検討いただきたいと思いますが、こちらはかなり書きぶりを変えております。こちらについては、いかがでしょうか。

井戸下委員

井戸下です。今までの、資料54とかで出た内容でいくと、前回私が認可外保育施設で働いているということで話はさせていただいたんですけども、その辺の記述を変更したというと、理由というか、

聞いておきたいなと思います。

事務局（保育政策担当課長） 事務局です。対象施設を限定して書きすぎるのは、他のレベルに比べてどうかということもありまして、決して除外するつもりではなくて、名指しでというかですね、具体的にちょっとそこだけ挙げすぎているなというところから、このような書き方に丸めさせていただくのが、他の項目と比べて見たときにバランスが良いかなというところで、変更させていただいています。

井戸下委員 井戸下です。別に入れてほしいというわけではないのですけれども、ちょっとそこだけ確認をしておきたいと思ったので、質問させていただきました。大丈夫です。ありがとうございます。

米原委員長 ありがとうございます。他は、いかがでしょうか。

中村委員 中村です。分からないので、教えてください。

施設間だけでなく、主任保育者など現場の保育者と、というところ、施設間というのは、どういうことを言っているのでしょうか。

事務局（保育政策担当課長） 事務局です。言葉の読み取り方なので、感覚的に申し上げると、園同士、とか、施設同士という言葉の方が、もしかしたらあるのかもしれないのですが、今の例えば園長会という単位があり、園同士の、園全体を集めての集まり、それに対して、保育士さん、各園保育士さん1人ずつ出してもらい、保育士同士の集まり、というようなのを、それぞれ両方ともという表現をしたくて、主任保育者など現場の保育者が共有するという場に、対応する形で施設間という言葉を入れさせていただいたのですが、ちょっと意図が伝わりづらいようであれば、別の文言に修正するということもあるかなと思います。

米原委員長 よろしいでしょうか。こちら、研修会でも、園を代表していって行くのではなくて、ここに書いてあるように、現場の保育者が共有、いろんな自分の考えを共有するとか情報交換するというような、より個人としてのやり取りができるようなことで、結果的に地域の保育をよくしていくということですね、ネットワークを作って底上げを図るというような意図があるかと思います。

他は、いかがでしょうか。

真木委員 真木です。この（5）の保育分野におけるネットワークづくりというのは、これからのすごい課題が書いてあると思うのですが、絵に描いた餅にならないように、それぞれが積極的にその分野で考えていけたら良いなと思います。大事な部分ですよね。この部分。よく言葉としてまとまっているなと思って、拝見しています。

米原委員長 ありがとうございます。他は、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして6番目、幼保小の連携ですけれども、こちらは前回事務局からも、現在の取組について伝えていただきましたけれ

ども、教育委員会と連携しているというような、行政内部の連携について、改めて言葉として載せています。こちらについては、いかがでしょうか。

中村委員

中村です。ごめんなさい、ちょっと分からないので。

実際には、子ども達が年長さんになって、学校で、それぞれの学校に行くという段階で、その学校の先生と保育園と、何か接点があるのですか。

米原委員長

様々だと思いますけれども。まず、どのような取組をされているのか、もしあれば。

田邊委員

田邊です。当園では、まず2年生とかだと生活学科で保育園という職場の体験で毎年聞きに来てくれるというか、子ども達が選んでいるところで、先生たちも一緒に来ている。それで、発表のときに私も参加して内容を見せていただいたりとか、あとは、卒園するときに、小学校ってどんなところなんだろうと不安がいっぱいなところは多いと思うので、うちの卒園児全部、小金井市以外は難しいのですけれども、小金井市の小学校に連絡をして、全員でその学校に訪問して、迎え入れてくれたり、一緒に授業を受けさせていただいたりとか、そういった学校での経験を見せていただいたりとか。

教育委員会とかということになると、要録という形で、園での生活をどんなふうにご覧していたかというようなのを書類でお送りするというようなことをやっております。以上です。

中村委員

中村です。きりりだと、支援学校の先生たちとは一緒にケース会議である程度引継ぎの、子ども達を見に来て、なおかつ話し合う場というのがあるんですが、支援級の先生は中々そういう場が持てないんですというのはあるんですね。やはり取組として、特に数少ない配慮のあるお子さんたちですので、どうやって引き継いでいったら良いかというのね、重要なポイントだと思うんですね。だから、じゃあ、いわゆる保育園のたくさんのお子さん達がいるのを、みんなで、何さん、何さんというわけにはいかないから、紙は多分出しているんだとは思っているんですけども。どんなふうにご覧しているのかなというのが、ちょっとね。

田邊委員

補足で、田邊なのでですけども。書類をもちろん出しますよね。その時に、やはり学校の方でちょっと聞きたいことがあったりすると、訪問されて、それで子ども達の様子を見ていただいたり、あとは、担任と私と時間をもって、

中村委員

ちょっと気になることがあったりすると。

田邊委員

はい、そういう話をする機会があります。

中村委員

実際にはあれですよ、皆さんのところに、それぞれ気になるお子さんとか、ちょっと配慮の必要なお子さんとかが在籍しているんだも

のね。その方たちは、一般的には、とは中々いかないよね。

田邊委員

あとは、小学校の健診とかで相談されたりとかってありますよね。ああいう機会でも結構、先生たちがお話ししている中で、いろいろそういったところで気になったりすると、お電話があったりする。

中村委員

はい、そうですね。

田邊委員

だから、心配だけではなくて、何かこういうことで気になることはどうですかね園では、みたいなことがあると、育ちがというのではなくて、健常児でも、私たちは通常心配していなかった子たちも、学校としてはちょっと気になるので、というようなこともあったりするので、そういうところでは接点はありますけれども、中々やはり、書類が大きいですかね。

中村委員

中村です。基本的には、就学相談で、早くから5月ぐらいにそういうふうに進めて、とにかくお話をしてきなさいと、すごく言っているんですね。ところが、やはり健診まで黙って、そこで勝負するという親御さんって結構いるんですよ。行くとひっかかるから、その時の健診までに絶対言わないという人もいます。ということは、そちらに入っている方たちは、特にそうだよ。就学相談とか受けないんだよ。きつとね。

田邊委員

そうですね、用紙をいただいても、受ける方というのはやはり少ないですね。こちらから、保護者側からというのは、やはり少ないですね。

中村委員

その辺が、環境的にどうなのかなと。本当に子どもの育ちを応援していくときにね、どうなのかなという気もしますけれどもね。親御さんの気持ちもわかるんですけれどもね。だから、よく1歳健診、3歳健診も受けないという人もいますですね。呼ばれても、受けません。いやいや、そういうことじゃないんだけど。中々親御さんにしてみると早く追いついて、それから行こうみたいなね。

大越委員

大越です。今のお話で言うと、うちも先月健診があったのですが、何か気になるところとか書く場所はあるのですが、何が気になって、何が気にならないかって、どこまで情報共有すればよいかってすごく難しいなって思ってしまって、そもそも保育園では特に問題なかったとしても、学校に入ったらもしかしたら気になるふうになっちゃうかもしれないし、その辺の判断って、保護者でやるのって、すごく難しいなと今回、私も書こうか書くまいか悩んだ感じで、すごい難しいなと思ったので、何かもうちょっと、なんというんでしょうか、書きやすいようにじゃないですけど、この前のお話だと、研修会、合同研修会みたいなものを作って、お互いを知るといようなお話だったので、その前の、それ以前の問題というか、なんというんですかね、全部の保育園で小学校に訪問したりとかしている

のかどうかとか、入学するときどういうふうな保護者と保育者の方と学校でどういうふうな連携をするかって、その前の段階なのかなというふうに私は感じているのですけれども。

長汐副委員長

良いですか。長汐です。小金井市がおやりになっているかは確認できていないのですけれども、就学支援シートというものをやっていますか。

田邊委員

やっています。

長汐副委員長

それは、保護者の方のご希望でやることが多いのですけれども、結構他市では活用されていて、学校を診断してもらえれば、生きてくるんだと思うのですけれども、逆に使い方によっては、あまり良くない使われ方もしてしまっているところもあるので、この辺のどこまで何を伝えるかというのは難しいところなのですけれども、ただ、主治医を持っていたり、あるいは保育園でこういうことだけは伝えておきたいとか、保護者の方も、我が子はこういう癖があるとかね、こういうところはちゃんと見てほしいというような、そういう前向きな使われ方をできるような、支援シートを作っておくと、例えば転校するとかね、よそから入ってくるとか、そういう時には非常に役に立つのかなと思うのですけれども、実際は活用されているのでしょうか。保育園から、保育園からというか、保護者ですよ。保護者が支援シートをもって就学先にそれを出すという感じですよ。使われているのですか。

米原委員長

それを、どう使うのかということで、幼稚園や保育園、幼保小で連携が必要だという、特にここ数年での学習指導要領の改訂では、小学校のやり方に子ども達が合わせるというよりも、小学校の特に低学年の接続期は、小学校の先生がこうすれば子ども達って落ち着きイキイキとして活動できるねということを保育園や幼稚園から聞いて、できるだけ子どもたちが落ち着いて移行できるようにという方向になっていますので、多分、保護者の方が心配になるというのは、こういうことを書いたら小学校では心配されるのではないかということも考えてしまう。でも、そうではなくて、こういうふうに連携をしているから安心して任せられますよという連携ができると良いなという意図かと思うんですよね。それぞれのお立場からそういった面をお伝えいただいたかと思います。

真木委員

真木です。就学支援シートですけれども、やはり保護者の方が書きたいという例もあるし、必要ないんじゃないかという例もあるし、クラス全員就学支援シートを書きましたという園長もいますし、いろいろなんですよ。それで、私が一度すごい痛い思いをしたのが、アスペルガーのお子さん。高機能の。知能はしっかりしているんだけど、行動がちょっと支援が必要な。そのお子さんに、就学支援シートを書

きました。そしたら、ケア担当会議で、ここの小金井市じゃないです。他市です。いろんな話し合いがもたれて、どうしてその就学支援シートを書くに至ったかという話の説明からして、子どもが就学時健診のときに、床を這いずり回って床をぺろぺろ舐めていたと。そういうので、この子問題あるんじゃない？みたいな感じで言われて、担任が仕方なく書いたという形なんだけれども、その、ぺろぺろ舐めるというのは、リズム遊びというのでベタ這いというのがあって、結構その遊びをするときに、顎すれすれにつく動きなんです。爬虫類のような動き。それを園でもやっていて、それが原因でやったのかなというので、その見極めと、それを一回書いたのを取り下げる、それを取り下げるという部分でもものすごく苦労した経験がありました。それで、この扱い方ですよね。扱われ方が、良い方向に行けば良いんだけど、Aという道とBという道がある。そしたら、Aという道は、普通の健常児のクラス背景、一緒に。Bという道は、特別支援の方向に行っちゃうというので、これは極端な話ですけども、その前にいろんなことがありますけれども、それでちょっと苦労した経験があるんですよ。だから、本当にどこまで書いて良いのか、それをどういうふうに説明するのか、すごく悩んだ時期はありました。

だから、就学支援シート自体が、良いのかなと思ったり、良いふうに使われればよいんだけど。あともう一つは、児童教育要領というのを書きます。幼稚園でも、幼稚園教育要領というのを書いて、昔は証文というのを書いて、非常に細かいものが行き来されていたんですね。ところが、今は児童保育要領とか幼稚園保育要領というのと2本立てになって、園の様子とか何かを、全て小学校の方に伝えるという形に義務付けられているというのがあるのですけれども、それが始まったときは、校長先生に手渡しで持って行ってたんです。郵送とかではなくて。それで、校長先生に、いただきましたよ、というハンコを押してもらって、そういう時代があったんですね、それが始まったときね。今は郵送とかで済ましてしまうんですけれども、昔はそのような。それをよく見ていただいているのかと保育園側は聞きますよね。ものすごく時間をかけて書いて。そしたら、小学校の先生たちは、他市ですけども、いや、そんなのゆっくり見ている時間はないと。パッと見て問題がありそうな子は、聞き取り調査というのですけれども、それに行くということで、あまりしっかり見てくれない、その市の場合ね。何のために私たちは書くのよね、みたいな、一つの問題になったときもあったのですけれども、多分小金井市の先生たちはよく読んでくださっているんだと思うのですけれども、そういう扱われ方、いろいろですね。そのあたりの話し合いをできると良いですよ。小学校の先生が集まり、保育園の先生が集まり、そこに保護者

が含まれるかはあれですけども、こんなふうにやっていますから見てくださいみたいなことは、言いたいですよ。こちら側としては。忙しいから、そんな暇はないというんじゃない。でも、結構ね、今のところうちの在園児でちょっと気になる子がいたのですけども、かなり軽度なんです、聞き取り調査。1年生の担任の先生と養護教諭の方が見えたり、後は校長先生が見えたりとか、結構そういう話のやり取り、そのあとの電話の聞き取りとか、いろいろやっています。

ただ、丁寧に見ていただければ、書く方も大変ですからね、忙しいときに。忙しいときって、結構時間かけて書きますのでね。そういう扱われ方のことも含めて、周知徹底していただけると良いなと思っています。

竹澤委員

竹澤です。知り合いというか、やはり小学校、発達に問題を抱えたお子さんのお母さんが、やはり学校を選ぶときにすごくいつも割とどこを選んだらよいかというお話をされて、お母さん自身がいろんな支援級にするか、支援学校にするか、普通級という選択もあるのか分からないのですけども、それを選ぶときの情報というのが、いろんな学校の見学とかに行けたりというのはあるのでしょうか。質問なのですけども。機会というか、選ぶ情報が少ない、お話を聞いていると、少ないような感じをいつも受けているのですけども、そこは、いろんなところを見学に行けると、お母さま方は、うちの子みたいな子がここでやっている、みたいなことを見れると安心されるのかななんて思っているのですけども、そういう機会というのはあるのですが。

中村委員

中村です。受け入れてくれる学校と、やはり中々そういう見学を受け入れないところとあります。ただ、私たちは、やはり学校にあがるという相談のところには非常に力があるので、結局は相談を受ける職員は、小金井市だったら小金井市の学校の情報は皆持っているんですね。だから、見学にももちろん行きますし、そういう意味では、ちょっとそういうところの時には、相談に、きりに相談してみたら？というのがあっても良いかもしれないね。中々保育園の先生だけでは、いわゆる支援学校や支援級の情報というのは、それから、やはりそのお子さんにとってどこが必要かという判断が非常に難しいんだと思うのです。そこらへんも含めると、相談できる場所があったら良いかなというふうには思いますけれどもね。

米原委員長

課題のあるお子さんのことだけでなく、保育園の、幼稚園の先生もそうですけども、小学校のことを実はあまり知らないということがあるので、こういった連携をもとに、直接学校にいけないお母さんやお父さん、保護者に対して、園の先生がもっと自信を持っていろいろ伝えられるようになると良いなというふうには思いますけれども。

いかがでしょうか。時間のこともありますが、表現のことについて

は、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それではですね、議題の（３）のウですね。多様な保育ニーズへの対応についてでございます。こちら、まずは事務局からの説明をお願い致します。

事務局（保育政策
担当課長）

事務局です。こちらは、前回からの引き続きの議題となりますので、前回お配りしております資料５６と、本日の資料５８をお使い頂くこととなります。前回の説明と一部重複致しますが、こちらについては既に一度協議が終わっているところでございますが、第５章の事業や取組を進めるにあたって実効性を高めていくためにはどのようなことが必要であるか、またどのように実現していくのが良いかなどについて、少し突っ込んだ議論をお願いしたいと思います。

その上で、最後のまとめ部分として、第５章の最終ページの記載についてご協議・確認をお願いしたいと思いますので、よろしくお願致します。説明は以上です。

米原委員長

ありがとうございます。こちらは、前回使いました資料５６ですね、意見聴取表で既にご意見いただいている、まだこの場でご議論いただけていない部分でございますので、そちらについて、まずそちらの内容についてそれぞれ委員の方からご説明をいただいて、協議をしていきたいと思っております。

それではですね、多様な保育ニーズへの対応で、項目順に進めたいと思っておりますが、まずは全般的にということ、中村さんから、予算、体制にすべて関わってくるというご意見を。

中村委員

書けないですね、予算の問題って。おかしいかなと思って。

米原委員長

ただ、ニーズがどれくらいあるのか、必要な支援はどれか情報が欲しいところですよというふうな。

中村委員

やはり、絞っていかないと。やはり、どこから手を付けていくのかというのを少し絞った方が良いのかなと思っております。やはり、体制、それこそ、通常の保育士もいない中で、ましてや、遅くなったり早くなったり、そういうお子さんを受け入れることになるんだから、やはり方法的にも、そういうのを開けたんだけど、結局一人しか使わなかったとか、そうすると、保育士を雇っていて、その人のお金を捻出して、赤字になっちゃったんですね。やはり、そういうことって起こると思うんですね。じゃあ、土日はどうなのって。土曜日は随分増えてきましたけれど、やはり日曜日使う人というのはほとんどいないんですね。それなのに確保しとかなきゃいけないということになって、保育士を配置している。そうするとそのお金がどんどんどんどん赤字に膨らんでいっちゃったということがやはりあるので、本当のニーズって、言いますよ。日曜も開いていたら良いわよねとか、もうちょっと遅くまでだったら良いよねというけど、本当に、じゃあどれぐ

らい必要性があるのかということは検討した方が良いと思います。

米原委員長

ありがとうございます。それは、小金井市の子ども・子育て会議、のびゆくこどもプラン、支援事業計画でもね、アンケートは取るんですけれども、今、中村さんが仰ったように、皆ほしいとは言っただけけれども、実際、利用実績というのはそんなに上がらないというのはあるようですね。そういうこちらの事業計画がある中で、こちらの保育計画というかガイドラインの施策の方向性としては、こちらの5項目をまずは挙げているということですね。

病児保育、病後児保育なども、また、このコロナの経験を経て本当にどれぐらい必要なのかというのはまた変わってくるのかなと、先が見えないですね。

中村委員

うちの保育所の中で、医療的ケア児を受け入れるという保育園が、看護師がいっぱいいるからやろうとしているんです。市が喜んじやっただけけれど。これも、また、親御さんに見てみたら本当にどこも受け入れてくれない、結局療育センターみたいなところに、何日、それも親と一緒にという状況の中でね、やはり小金井もどこかで考えていかなければいけないなという思いは、保育園が、と言っているわけではなくて、本当に考えていかなければいけない問題だなというふうには思いますけれどもね。働けないですよ、ずっとこの子のそばに付き添ってくださいと生まれているときから言われてね、病院の先生に言われちゃうという、それを背負って生きていくというのはね、大変なことだなと思います。

米原委員長

ありがとうございます。それでは、(1)の特別な配慮の必要な子どもの支援ということで、ご意見を竹澤さんと飯塚さんから頂いておりますが、竹澤さん、まずお願い致します。

竹澤委員

竹澤です。4章のガイドラインの議論をしているときに、配慮を必要とする子どもの支援のときに、加配制度の話が出たと思うのですけれども、ガイドラインの方に載せるというのは、やはり園側に加配しなさいというのはちょっといろいろな体制があつて、それは言うのは難しいのかなと思うのですけれども、ここは市としての施策を書けるところなので、少しは、加配制度を引き続き継続して行って、必要な園には加配をしていくという体制を維持して受入れ体制を支援するみたいなことも書けるのかなと思ったのですけれども。

米原委員長

ありがとうございます。ちなみにこの、受け入れ枠の拡充というところが、密接にかかわっているというのですかね、同じことを表現しているのかなと思いますけれども、そこをちょっと、事務局から説明をいただけますか。

事務局（保育政策担当課長）

事務局です。今委員長から言っていた通りの部分もありまして、考え方としては、以前にお話した通り、2つあります。最初から

加配という言葉が適切かあれなのですが、その子につく方を事前に用意しておいて、募集枠として別に持っているという「枠」という考え方も一つあります。あとは、そういった特別な配慮の必要なお子さんが申し込まれた時に、最初から枠があるわけではないですが、園として受け入れられるというような部分の、両方の考え方も含めて、市全体でそういうお子さんが入園できる枠の拡充に努めますと、そういうような主旨で書かせていただいているところです。

米原委員長

これは、事務局からははっきりは言えないけれども、受け入れ枠の拡充って、要は、加配も含めたことであると。私がここで言っても仕方がないのですけれども、この枠には、そういった予算のことも含まれるというふうにご理解いただいてよいかと思います。

大越委員

大越です。質問なのですけれども、受け入れ枠の拡充というのは、市が例えば民間の保育園とかにお願いをして、枠を0だったのを1にしてもらおうとか、そういう意味でもあるということですか。

米原委員長

多分、先に私から申し上げますと、基本的に枠があるというのは、必要な部分に対して、人件費を補助するということですので、そもそも保育園に1つ枠があるのかないのかということではないかなと思います。こういった見解でよろしいですか。

事務局（保育政策
担当課長）

すみません、先ほどの説明がうまくなかったので申し訳なかったのですけれども、両方の意味になります。ですので、大越委員から言っていた視点もありますし、委員長の方から言っていた視点も、両方あります。ですので、その年その年の園の体制であったりですとか、あとは保育士さんの確保の状況によっても違うと思うのですけれども、最初からそういう枠として募集をしていただいている民間園さんも過去にありましたので、そういうような手法でお願いできる場所はお願ひしたいですし、そういうわざわざ枠というのにとらわれなかったとしても、そういうお子さんのお申込みがあったときに対応していただく園というような形の両方の部分での拡充を目指していきたいというような主旨になります。当然、竹澤委員が仰っていたような形の、プラスの職員に対しての補助制度というのは市のほうでもともと持っていますので、そちらの制度はもともとある中で、というような形になるかなと思います。

大越委員

大越です。保護者から意見をもらったのですけれども、公立でさえ、多分枠が2つ、どれぐらいなんですかね、あんまりないというふうに聞いているのと、あとは、順番待ちすることもあるみたいで、やはり中々途中で気づいた、こういうことが分かったお子さんも、ちょっと期間を置いて加配を付けられるようになってからついたりするらしくて、公立も民間も問わずにスムーズにいけば良いなというふうに思いました。

あと、医療的ケア児というのは、これはそんなに、どうなんですかね、すぐにできるような、今中村先生仰っていたんですけれども、本当はもっとやっていったら良いだろうなと思うのですけれども。

中村委員

やはり、胃ろうだとか、中々看護師だけでは判断できないところもあるし、難しい。病院に隣接しているところでなければできないこともやはりあると思うのですね。ただ、歩くのが中々できないとか、そういうタイプのお子さんだと、一緒に生活していくことができる、それぐらいだと良いんだけどね。

米原委員長

お子さんによりけりですけれども、医療的ケアの必要なお子さんをケアする発達支援事業所と保育園が連携をして、月に1回だとか週に1回、そこの保育園に訪問して交流をするというようなことができるお子さんと、まだできないお子さん、もっと交流ができるお子さんというふうに、お子さんによっても様々ですし、中村さんが仰ったように、保護者がずっとケアをしてきているので、保護者自身が、どういうふうに、子どもと離れた時間を持っていくのかというような、様々なステップ、課題があるようですね。ですので、ここ近年、医療的ケア児という言葉が浸透はしてきていますけれども、まだまだ保育現場等でやはり毎日語られるということではない現状があるのかなと思います。

中村委員

中村です。結局、増えているんですよ、医療が発達しているから、今までは命が中々保てなかったお子さんが生きれるようになってきていることによって、どんどん増えていっているのと、親御さんにしてみると、皆の中に一緒にいてほしいというような思いがやはりあって、それから働けない、これは医療的ケア児だけじゃなくて、配慮の必要なお子さんを持っていてこちらに相談に来て、じゃあもう、仕事を辞める、仕事を辞めたら暮らしていけないと言いながら、でもやはり子どものために自分は仕事を辞めて通ってきたいというんだけど、そういうとき私は、全部先のことまで考えなさいと、ここ1年、2年のことで何かが大きく変わるわけではないから、それよりは、保育園にいて、一緒にできるところをやっていきましょうと。やはり、難しいですよ。今は経済的にも大変だし、働けないということがね。どうやって行ったら良い、両方の良いところを取れるのかなって思いますけれどもね。

真木委員

真木です。今うちの保育園は、障がいを持ったお子さんとか、配慮が特別に必要なお子さんはいないのですけれども、やはり他市だと障がい児保育を推進してやっている市があります。この近辺、近くで。そこで、非常に様々、ダウン症もそうだし、筋ジストロフィー、どんどん筋力が弱っていくというのもそうだし、私が最後に見たのは、全盲の子も看ました。あとは、気管切開して、睡眠時無呼吸のお子さん

をお預かりした時があって、そのとき、いつ死ぬか分からない、居眠りしただけでも呼吸が止まっちゃうというのがあって、保護者の方が他の園で断られた、ここしかないんだと言われて、園長はものすごく猛反対しました。でも、職員が、こういう人たちをもっと受け入れようよという、一致団結して、その気管切開をしたお子さんをどうしたらよいんだというので勉強会をし、それから世田谷にある病院から先生を、ドクターを呼んで来て、そのことについての勉強会をいろいろやって、後は、看護師が、気管切開していると痰が詰まる、だから外して、痰を取らなければいけない。それを、私ももらいました、使い古しのやつをもらってきれいに消毒して、何回も練習して、看護師が合格というのを出さないとそれができないので、直接触れられない。上手に周りを傷つけないようにやるという練習をして、それから職員皆の合格ということで、お預かりしたの。大変でしたよ。だから、睡眠時無呼吸だから、お昼寝の時はいろんな管が、今はもっと改善されているかもしれないですけども、いろんな管、酸素を送るには、加湿器も必要なのね、のどが開かなくなるから。そういうので、ものすごい数の器具を置いて、それで寝てもらうわけ。寝ているときも、職員がちゃんとついてという感じ。その子が2歳ぐらいで入ってきたのですけれども、3歳、4歳になって、プールで泳げるようまでになったんです。そこまで成長したんです。なので、プールで泳ぐときはそれを全部外して、管が入っていたところに蓋をしてという形。だから、今はどうなのかなと。今は医療が進んでいるのでどうなのかなと思うんですけども、その当時は大変なことで、それでも受け入れていた。そういう実績。全盲のお子さんも、聴覚障害のお子さんもいて、それも受け入れてきたんだよね。だから、いろいろやってきますけれど、やはり保護者の方は統合保育と言って、健常児の子の中に自分の子どももいて、一緒に育つのを楽しみたい、楽しみにしている。だから、それなりの医療的なケアが必要なお子さんのためには勉強会をしなければならぬし、いろんなものを保育者が学ばなければならぬ。そこまでパワーがあるかと。そんなのやめましょうよとなるかもしれないし、そこですよ。関係機関との連携もいるし。だから、これから小金井市も今の公立園で障がいのお子さんたちの受け入れもあるかもしれないですけども、もっと重度のお子さんを預かることになるかもしれないし、ちょっとそれは私も言えないですけども、それなりの勉強会をするなどね。

米原委員長

そうですね。あとは、個別の努力だけではなくて、今先生が仰ったように。

長汐副委員長

長汐です。個々の保育の現場ですごい努力をされてきている、今もしているということなのでですけども、世の中の流れ的には、やはり

障がいがあるから、ないからということで保護者も、それから子どもたちも差別されずに成長できるということが今謳われていますよね。ノーマライゼーションということで。

学校では、保護者のご希望で教育の場をどう選ぶかということもですね、インクルーシブ教育ということで今もう推進されてきている時代ですよね。だから、確かに現場の環境が整っていない中でそれをやれと言われることはすごい負担だと思うのですが、ただ、社会の流れは明らかに、そういう差別をせずに、どのお子さんも親御さんも、普通の生活ができるようにというふうになっているので、そういう理念的なところを押さえながら、まだ不十分な予算であり体制であるということを改善していく方向で進んでいかないといけないかなと。

ここでも、医療ケアのお子さんなんか、幅が広いですよ。医療ケアと言ったって、本当に命ギリギリの人から、そうでもない、本当に交流をできる人もいるわけで、一括してこういうふうにやっちゃうとね、すごい大変みたいになっちゃうけれども、それこそ個別적인見極めをし、ケアをしていくということだと思うんです。

そういう中で、でも推進していくという方向で、ぜひ考えていってほしいなというふうには思います。きらりを中心にして実践がいっぱいあるわけですからね。そういうところと協働しながら、どこでも保育を受けられるということがすごい大事なんじゃないかなという気がします。

米原委員長

飯塚さんからは、個別配慮が必要な子ども全般が対象となっているなんてご意見もいただいているのですが。

飯塚委員

飯塚です。4章の方で、4章の11ページですね、配慮を必要とする子どもの支援というところでは、発達上の配慮に関わらず、文化とかそういったものも全部含めての配慮ということでこの表現を検討したと思うのですが、こちらの5章の方になると、(1)の特別な配慮の必要な子どもの支援の2段目、きらりの話が出てきているので、ここは発達上特別な配慮の必要な子どもの支援についてを述べていると思うのです。なので、そこに発達上というのを入れたほうが良いかと思うのですが、いかがでしょうか。

米原委員長

皆さん、いかがでしょうか。では、そちらの方向で変えていきたいと思えます。

とにかく、特別な配慮の必要な子どもの支援というのは、やはりとても大切だと、そのお子さんだけではなくて家族もそうだし、周りの子ども達、周りの家族に対しても必要なことであるということは共有できておりますし、その拡充ですとか整理というのが求められる、努めるというふうに書いてあるので、見守っていききたいというふうにて

すね、行かなきゃいけないかなど。今は、保育園に入ること自体が大変なので、段々それが緩和されていくとかですね、子どもの数が減っていくとか、施設が増えていくことによって、より多様なニーズに対応できることが考えられるので、本当に今後きちんと大切にしていきたいことになります。

それでは、2番目、アレルギーのある子どもたちの保育に関しては、これはこれで、大丈夫ですかね。ありがとうございます。

それでは、3番目、要保護児童・要支援家庭の支援ということで、藤原さんからご意見をいただいております。

藤原委員

藤原です。書いていないので良いのですがけれども、4章のところでこの話が出て、なんかふわっと終わっていたような気がして、ふわっと終わっていて、書く書かないという話ですね、結論が出たかなというのがありまして、出てなかったのですが、書かないということで良いと思ったので、良いと思いますということで書かせていただきました。

米原委員長

ありがとうございます。いろいろな段階とかですね、緊急の度合いがあるかと思っておりますけれども、要保護児童ということで、いろいろな子どもに対して園内での支援を行うとか、関係機関との連携ということになっております。

他は、いかがでしょうか。

それから、次はですね、延長保育・休日保育や一時預かりになります。こちらについては、最初に中村さんが仰ったように、本当のニーズはどこにあるのかというのは丁寧に見極めなければいけないというのがありますので、抑え気味、休日保育については、さらなるニーズ把握に努め、必要に応じて検討するということになっているかと思っております。いかがでしょうか。

大越委員

大越です。質問なのですけれども、延長保育時間の更なる延長って、何時ぐらいの意味なんですかね。延長時間を7時とかにしているところを、8時にするとか、なんかそういうことですか。

事務局（保育政策担当課長）

事務局です。（4）と（5）もそうなのですけれども、ちょっと小金井市の方で、過去から保育関係の部分で課題として挙がっている中で、ずっと課題として挙がってきているものなので今回もこちらに事務局として挙げさせていただいているという経緯があります。

今大越委員からお話があった、保育時間の、延長保育時間の更なる延長について、何時までという具体的な目標があるわけではないのですが、7時で終わっている園もあれば、8時までやっている園もあつたり、8時よりも多く預かってもらいたいようなニーズも一部出てきていたりしています。ただ、先ほど来お話が出ている通り、各園の人員体制などの状況もあるので、そのところについて、どこま

でというのはないのですが、今定めている延長時間よりも長く、時間を延ばしていただけるというような形の取組については、各園、公民に関わらずですね、取組について促していくような、そういうようなことは必要かなというところで載せているという部分です。以上です。

米原委員長

今の説明だと、例えば駅に近いところとか、そうでないところとか、それぞれの違いがあるので、ニーズに合わせてというようなことでよろしいですか。

事務局（保育政策
担当課長）

事務局です。延長保育自体、いろいろと園としての課題もありまして、立地がすべて連動するわけではないので、駅に近い方が預かり時間が短くて良いかという、ニーズはバラバラですので何とも言えませんし、例えば住宅街の園の場合ですと、あまり遅くまで運営するのが難しいというような課題もあったりするので、一概に言えないのですけれども、やはり預かり時間を長くしてほしいという要望は一定あるので、そういった課題に対して各園の中で今よりも伸ばしていただくということについては、市の方でもアプローチの方は引き続きしていきたいという意図で書かせていただいています。

大越委員

大越です。ありがとうございます。これ、保育所の新規開設にあたっては、と書いてあるのですけれども、既存の保育園は、関係ないというような形ですかね。

事務局（保育政策
担当課長）

事務局です。説明が変わってしまうようで恐縮なのですけれども、開設の時には、預かり時間についての確認をさせていただくので、その時には延長保育の時間を取れるのであればなるべく長くとっていただきたいというようなことはお伝えをするというところから始めているというのが実態です。

ただ、既存の園の中でも、そういうような対応ができるのであれば、市の方でもお願いしたいというところもありまして、形としては、新規開設のところに重点を置いてやっているところがあったものですから、このような書き方にさせていただいている、というところはありますが、内容によって、トーンも含めてなののですけれども、事務局の方の案としての意図はそうなのですが、書き方のトーンも含めて皆様の方で改めてご確認いただければと思います。

米原委員長

いかがでしょうか。

井戸下委員

井戸下です。延長保育、休日保育、病児保育、病後児保育については、園だけでどうにかできることではないですから、保護者の方たちの働いていらっしゃる企業とか、社会全体、国がどうしていくかということもあると思うのですけれども、今コロナ禍で在宅の方も増えている、家でお子さんを見れるという方も以前に比べれば増えていると思いますし、これをきっかけに働き方が変わったという方もたくさ

んいると思うので、今まで通りのニーズというのとはちょっとこれからは変わってくるのかなという感覚があります。

なので、これを書くか書かないかとかは難しいところですが、時代の情勢に合わせてとか、そういうことが分かるような内容だと良いのかなと。コロナ禍以前の休日保育とかとこれ以降って多分全然違うと思うので、その辺を加味した内容になると良いのかなと思いました。

米原委員長

休日保育にはニーズ把握に努めと書いてあるので、それを一応、保育園にかかるようにするなどが考えられますので、ちょっとその方向で検討させていただくということによろしいでしょうか。

ありがとうございます。引き続き、病児・病後児については藤原さんからご意見をいただいておりますけれども、お願い致します。

藤原委員

藤原です。なんとなくですね、(1)から(4)と(5)の文章のニュアンスが違う気がして、他は、「こういうふうにしていきます」という、We willという感じで書いてあるのですが、(5)だけは書いてあるので、もうちょっとそこを前向きなというか、こうしますというようなことが書いてあると良いかなと思いましたが、いかがでしょうか。

米原委員長

まず、こういう書きぶりになった経緯を、事務局から。

事務局（保育政策
担当課長）

事務局です。こちらについては、もともと小金井の課題になっていたのが、市内に病児・病後児の両方を預かれる施設がずっとなかったという課題がありまして、つい数年前までは、病後児のみやっていただけの施設しかなくて、26市の中で、数市しかそういう状況の市が無いというところまで、小金井は整備がいついかなかったということでちょっと大きな課題だったということがありまして、ずっと課題として残っていたというところがあります。

一方で、こちらの病児・病後児保育の整備量については、先ほど委員長からも言っていたのでありますが、別の計画の方で、いくつ、何人分整備していきますという計画を作って管理していくルールになっているので、要は整備が追い付いていない状況が課題として大きかったので、このような書き方にさせていただいたところなのですが、語尾については、例えばのびゆくこどもプランの中で決められた計画に基づいて整備を進めていきますとか、他と同じような書きぶりの方に直して統一感を出した方が良いかなというふうに事務局も感じているところです。以上です。

米原委員長

他は、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、第5章については、既に一通りご協議いただいておりますので、本日いただいたご意見を踏まえた修正については、今確認していただいた内容をもって、仮の確定とさせていただきます。また確

認は、今後の全体の確認の中でお願いをいたしますので、よろしくお願い致します。

さて、それではですね、ちょうど時間の区切りとして1時間半経ちましてちょうど良いかなと思いますので、5分ほど休憩を取りたいと思います。あちらの時計で35分まで休憩とさせていただきます。お疲れ様でした。

(休憩)

米原委員長

それでは、再開したいと思います。

次にですね、5章の3ですね、保育施策の実現に向けた取組についてでございます。こちらは当日差し替えた箇所でもありますので、まずは事務局より、説明をお願い致します。

事務局（保育政策担当課長）

事務局です。それでは、まず差し替えと修正箇所についてご説明させていただきます。28ページ、こちらをご覧ください。

事務局の方で前回会議を踏まえ、市の役割の記載だけでは不十分という認識に至ったところから、当日で恐縮ですが、差し替えをさせていただきました。事前の資料配布の段階で修正が間に合わず、誠に申し訳ございませんでした。

保育計画の実効性を高めるために、市の中の役割分担について記載するのはどうかということでの修正となります。

これまでの公立保育園の役割については、同じ認可保育園という視点において、また、国の保育所保育指針から、公民で役割が違わないということが確認されたかと思います。その部分について、下の図で表しますと、左下の丸の中、保育施設の丸の中についてのお話というふうになります。

その一方で、公立保育園は市役所の組織の一部でもあります。下の図で言いますと、上の丸の中に公立保育園が含まれますので、その視点においてこの計画の実効性を高めていくための行政機関としての役割についての案を追記させていただきました。この記載を含めて、ご協議を、本日いただければと思います。

なお、資料につきましては、先ほど来と同様、資料56と、こちらの58をお使いいただければと思います。説明は以上です。

米原委員長

ありがとうございます。今説明がありましたけれども、これまでのご協議を踏まえて、第5章の最終ページの下についてご協議いただきたいと思います。いかがでしょうか。それでは、まず、資料56、前回の資料ですが、既にご意見をいただいている方、ご意見を出している方がいらっしゃいますので、聞いてきたいと思いますが、藤原さんから。

藤原委員

藤原です。ここで書かせていただいたのですけれども、要約して私が言いたかったことはですね、果たすべき役割という、修正前のもの

が、割とふわっとした感じで、もうちょっと突っ込んで書いてほしいなというのが一つあったのですが、そのときに、ここの図にも書いていますけれども、市の、小金井市の役割といったときに、ここに書かせていただいたのですが、いわゆる制服組というか、の方々と、現場の方ですね。いらっしゃって、現場の保育士さんというのは、現状でもですね、人数が不足していたりっていう状況だったので、制服組の方々がもうちょっとバシッと頑張りますと、委員会の中で、民間園だったりというのは中々コミュニケーションが、他の認証園や民間園に比べるとコミュニケーションが市としてとれていないといったようなお話があったように記憶しているので、その辺をもう少し突っ込んで書いていただきましたかというのがあります。

米原委員長

いかがでしょうか。今回、差し替えでの提示となりますけれども、それとも絡めて何かございますでしょうか。藤原さん、いかがでしょうか。

藤原委員

これは議論が必要、話が必要だと思いますけれども、もしこのような形で書くとしたら、役割がまずこの1、2、3とありますけれども、これで十分なのかということをお話していかなければいけない。あとは、細かい言葉のところ、ちらっと見て少し気になったのは、下の方の3番の、試行的・試験的な役割を担いますという、どういうものを想定しているのかなというの、少し気になりました。

米原委員長

ありがとうございます。同じく、飯塚さんからも事前にご意見をいただいておりますが、いかがでしょうか。

飯塚委員

はい、今の、ここのところではあまり関係ないかもしれないのですが、もともとこのガイドラインを考えていくときに、子どもを中心として、周りに保護者がいて、園があつて、地域があつて、皆で子どもの最善の利益を考えていこうというようなビジョンだったと思うのですが、それをずっと通ってきて、この5章になると、本当に市がどうやって頑張っていくかということしか書かれていないんですね。それで良いのかなというのは、ちょっと私の中にあつて。5章で、今後の施策の方向性というふうな題名がついている以上、施策という点では、やはり市が何をやっていくかということは書くべきなのかもしれないですし、ただ、それだけで終わっていいのかなというふうにも思っていて。私の中でいまいち整理がついていないので、他の委員の皆さんのご意見もお聞きできればと思います。

米原委員長

ありがとうございます。いかがでしょうか。まず、飯塚さんからの問いかけですね、保育者・事業者の役割について記載があつた方がよいように思うというご意見ですけれども、いかがでしょうか。

例えばなんですけれども、これは市の取組としてはあつても、保育者・事業者とどういふふうに力を合わせていくかというふうな表現で

もどうかという印象を持ったのですけれども、どうでしょうか。

飯塚委員

飯塚です。そうですね、5章で、市がどう頑張っていくかしか書かれていなくてですね、他の、28ページで、保護者や地域住民をはじめ、多様な関係者との理解を共有し連携することが必要になります、と出てくるのですがここしかないので、これで良いのかなという印象を私は持ちました。

米原委員長

皆さん、いかがでしょうか。

長汐副委員長

長汐です。鋭いご指摘だなと私は思ったのですけれども、他のところで、地域だとか、保護者だとかと連携しながらという言葉がいっぱい出てきますよね。市として、そういう環境、子どもが育つ環境をつくっていくための努力というか、そういうのも市が率先してやってくださると、前段階のところとの整合性がつくかなと。ここは客観的になっちゃって、市が頑張りますというふうに取れちゃうんだけど、やはりここに、飯塚さんが書かれたみたいに、市だけで頑張って実現できるものじゃないので、子どもの育つ環境という大きな捉え方が必要だなと思います。

井戸下委員

井戸下です。これまでの議論の中でも、それは誰がやるのか、みたいな話が出ていたと思うのですけれども、それでここについては市が主体というような書きぶりになったのかなと理解をしているので、ここで他の、地域とかを入れてしまうと、逆にまた分かりづらく、誰が主体でこれをやっていくのかという話にならないのかなという気がちょっとしました。

今見ている、28ページに関しては、もう市がどうしていくかという内容になっているので、ここは小金井市が保育についてどう考えるかということがはっきりわかって良いのじゃないかなと、私自身は思いました。で、今、小金井市の果たすべき役割のところは、今見たので第一印象ではあるのですけれども、一番下の図は、最初の方の会議で割とすぐく目に見えて分かりやすい図だったので、ここに入れていただいていたなと思ったのですけれども、あの時には、園の外に、さらにもう一個輪があって、地域全体でというニュアンスがあったと思うので、ただ、その図をここに入れると、この項目は何を書いているんだという話になると思うので、今あるものの外側に、地域社会みたいな、社会一般というので付け足したものにすれば、ここじゃなくて、一番最初のページにドン、と、ロゴみたいな感じで載せるという方が、目で見て分かりやすい、第一印象が分かりやすくなるのかなというふうには、今思いました。以上です。

米原委員長

ありがとうございます。他の皆さん、いかがでしょうか。

真木委員

真木です。井戸下さんの意見に賛成で、最初、この地域社会という

のが周りにあった、それと、小金井市の上にある3つもそうなのですけれども、公立保育園の役割を持ち出されているのですけれども、今、公立の園長先生たちがいらっしゃるので、ご意見を、お話を伺いたいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

米原委員長

それは、何について。

真木委員

役割と、ここの施策について。どうでしょうか。

米原委員長

今、どのような思いをもって公立保育園で保育をしているのかということでしょうかね。

真木委員

そのようなこと。多分、ずっと皆さんは、委員の話を伺って、ずっと黙って、こうしたらどうなのと思う気持ちもあると思うんですね。なので、ちょっとお話をしてくださると良いのかなと思います。公立保育園の役割とかという、小金井市が、小金井市イコール公立保育園みたいな形になっているじゃないですか。いろんな負担もあつたりとか、いろんな思いもあると思うので、ちょっと。

米原委員長

中々、お答えが難しいかとは思うのですけれども。というのは、ここで、果たすべき役割の中で、公立保育園というふうに出ちゃってきていますので、ここで個人としてお話になるのか、どうなのかというのは、お立場がどういう形かというのがはっきりしにくいのかなとは思うのですけれども。

事務局（保育政策
担当課長）

事務局です。事務局が話すと、私が話すとおかしいのかなと思うのですけれども、こちらについてなのですが、今までお話いただいていた内容をもとに書かせていただいたので、各園長の所感もあるのかなと思うのですけれども、委員の皆様の方が、逆に公立保育園の中から見た眼ではなくて、外から見た眼として、公立や保護者の方は違うかもしれないのですけれども、どうかということ、すみません、事務局としては見ていただきたいなということが正直本音のところでございます。ですので、今いるお子さんを安全に預かって保育をするというのを一番に、公立保育園も他の皆様方と同じようにやっているのが事実かなと思うのですけれども、市役所の行政機関の一部としての役割としてこう書いたときに、皆さんとしてどう感じるかというあたりをご協議を、ここはいただきたいかなと、事務局としては考えております。

それから、先ほど藤原委員からお話いただいた、試行的・試験的という言葉なのですが、全部日本語にしたので、もしかすると聞こえが悪かったのかなというふうに思っているのですけれども、新しい何か取組を行うときは、公立保育園の方がまずそれをやってみる、みたいな意味ですね。モデル的などという書き方をすると、ちょっと違う受け取られ方をするので、よくあるのが、モデル事業みたいなものがあつたときとか、新しい取組をやってみようというときに、当然現実的に

行う場合には民間園さんにもお声がけすることはあるかなと思うのですけれども、まずは行政機関の一部であるところが行ってみるということになるので実験的な要素では全然なくてですね、そういうような意味合いで書かせていただいているので、もし今の内容で、皆さんの方で進めていっていただけるのであれば、言葉については考えるところはあるのかもしれませんが、意味合いとしてはそういう意味合いで書かせていただいています。以上です。

米原委員長

ありがとうございます。まずは、小金井市が果たすべき役割という項目について、こういう形で良いのか、という意見、それから、そうであるとしたら、公立保育園の役割というのを案として載せていますけれども、こういうふうに載せたほうが良いのかどうか、それについてご協議いただければともいます。

まず、市が果たすべき役割ということですが、いかがでしょうか。もう少し保育者・事業所の役割が別にあった方が良いのかという話もありましたし、ここの項目については市としての方向性なので、それはそれでよいのではないかというご意見もありましたけれども。いかがでしょうか。

竹澤委員

竹澤です。私は、さっき井戸下さんが仰っていた案が良いのかなというふうに思っています。最初の1章のところとかには、いろんな保護者も含めて推し進めていくということが確か書いてあったと思うので、そのところに、地域を外枠に入れたような図を入れて、ここの5章というのは、保育の実施主体である市の役割というのを明確にするために、市が主語になって、こういうことをしていきますということを明確に書いていく。

話が戻ってしまうかもしれないのですけれども、1の、5章の1の、保育の質の維持・向上に向けてというところに、保護者を当初ガイドラインとかを保護者と共有をして一緒に子どもを育てていくというような議論もあったと思うので、ガイドラインの周知、そういうのを保護者に図っていくということも、ここの1のところ項目を入れると、保護者というものを、巻き込むと言っちゃおかしいのですけれども、保護者とともに、子どもと一緒に育てていくというようなことに対して市ができることというのが、周知をするということができのかなというふうに思いました。

実施主体とか、施設とかの取組とかというのは、4章のところに書いているので、ここの5章のところで保育施設としてのできるということのは、この5章には載せなくても良いのかなというふうに、感じました。以上です。

米原委員長

ありがとうございます。他は、いかがでしょうか。

中村委員

前にお話しましたがけれども、この公立保育園の役割というのもね、

なんとなく、例えば公立保育園は行政機関の一部分であることを踏まえ、そこだけは違うと思いますけれども、それ以外は、皆一緒ですよ。別に、民間も何も、皆違いはないと思うのですね。

それで、さっきも出ていたように、時間を遅くまで見るのは新規のところ頑張るねと、そういうふうにもいろいろ言っているんだしたら、別に率先的に新しく多様なニーズに応じていきますというのならわかるけれども、そうじゃなくて、これを入れるのはなんだか不自然な気がする。やっぱり、皆が、市の子どもたちのことに考えて、多様なニーズに応じて、他の園も皆考えているんだから、あえてこれは役割だというふうに、違いがあるようには私には思えないですね。だから、もし書くとしたら、例えば公立が違う、例えば民間の保育園の人たちと組んで何かをすとかね、そういう具体的なものならば、引っ張り役になるとかね、そういうのだとイメージがつくんですけども、この文章だけだと、別にこの一部だけで、あとは関係ないかなみたいな感じで。あえてここで入れる意味が私には分からないかなと。

米原委員長

まず、小金井市が果たす役割という形で、載せるということで、今ご意見がありましたように、公立保育園についてのこういった記述というのは、これまでも役割がありましたけれども、こういう形で載せるというのはそぐわないんじゃないかということで、深くうなずいていらっしゃる方たくさんいらっしゃいますけれども、ですので、どうしましょうか。例えばなんですよけれども、公立の先生に全部をお任せするのではなくて、そういったものは、市の方向性として小金井市として打ち出したり、公立の先生と協力しながら進めていくということがありますので、そういった分担のことについては、具体的な、個々の何をやるかということに関しては、ちょっとここに書くことではなくて、それは市の方でできることはやっていく、市としてできること、果たすべき役割ということで、ここでは載せるということよろしいでしょうか。

あえて記述というものはここでは必要ないということで、よろしいでしょうか。

井戸下委員

井戸下です。公立保育園の3番のところは、前回、幼保小連携のところ、小学校と公立園でという話があったので、それは本当に公立園だからこそできる試験的なことなのかなというふうに思ったので、3番については、上の小金井市と書いてあるところどこかに一緒に入れるという形でも良いのかなというふうには思うのですけれども、中村先生もおっしゃいましたけれども、1、2に関しては無くても良いのかなと思います。

米原委員長

もちろん民間園でも、小学校、そのほかの機関との連携というのは

あるわけなので、より同じ行政組織の中で連携しやすいということをして市の役割の中に入れられないかというようなことですかね。

中村委員

当然、役割の部分はありますよね。小金井市と、公立保育園の園長先生とは、いろいろな情報共有をしながら小金井市の保育をどうしていこうというのはもちろん考えているわけだから、それが市の役割であって、含まれていると思うんですね。だからあえて、公立保育園の、というふうに言う必要はないのかなと。上にちょっと一緒に入れちゃうとかしながら、より良い保育を考えていくみたいな感じで行けば良いんじゃないかなと思います。

米原委員長

みなさん、そういった方向性で、ここの内容を変えていくということでもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。よろしいですか。こちらの議論として、事務局としては伝わっているのかなというのが。今後も回数が少ないので、できるだけその表現を的確に表現していただくと、スムーズなので。

事務局（保育政策担当課長）

事務局です。事務局が聞いちゃいけないのですが、ちょっと今伺っている形だと、すみません、会議っぽくなくなってしまって。上の、①、②、③については、基本的には皆さん違和感はないというようなイメージがあって、公立保育園という下のところが違和感があって、ただ、③の内容については、上に何らかの形で入れたほうが良いのではないかというところはなんとなくこちらとして理解はしたのですが、それによって下の公立保育園の役割については、取っちゃうだけの話なのか、公立保育園のこの内容を含めて、上の市というのに全部含まれているという理解のもとに全部取っちゃうということなのか、そのあたりが良く分からないのですが、

米原委員長

①、②については、保育の実施主体である、市としては当然のことなので、それは民間園も含めてなので、あえて書かなくても良いのではないかという。書くとしたら、全部でやるということですね。

事務局（保育政策担当課長）

事務局です。では、①、②、③はそのままとして、下の公立保育園の③の部分について上の①から③のレベル感に合わせたような書きぶりに合わせて入れていく。で、小金井市の果たすべき役割を4本、というような、皆さんのお話でよろしいですか。

茂森委員

茂森です。①の部分なのですが、もし災害とかが起こった場合なのですが、うちの保育園なんかは、本町3丁目みたいなのですが、本町3丁目をまず第一に考えて守っていくと思うのですが、私の知り合いで区立の保育士の方がいるのですが、やはり区全体を守っていく意識を持っていて、公立の方は。その意識はすごいなと思いました。あと、今、小金井市でも話し合われている、大きな台風とか大雪が降ったときに、民間は命を守るために保育士を守

るために閉めるような政策が行われているのですけれども、やはり他の区では、区立が開けて、民間を閉めて、必要な方がそこ一か所に集まるような動きがあるので、小金井市も、なんというんですか。公立さんを何か所か開けて、民間を閉めるような、そんな動きがあれば良いなど、私は思いますけれども。

米原委員長

多分、23区でも、全部閉める、区立を含めて全部閉めるところと、今仰ったようなところ、様々あると思いますので、そういったことも、今後議論、議論というか、それこそうちの保育園は高台にあるから開けるよというような民間保育園があるかもしれませんし、話し合いを進めていく必要があるのかと思いますが、ただ、ここの中で公立に求めるというような書きぶりは中々難しいと思うので。

中村委員

今まだ、そういう特別な役割ということはまだ話していないんですよ？きつとね。

多分、それを今後、何かの被害の時にはこうするとか、もちろんその時には、公立のところに行けば何かがあるとか、薬があるとか、そういういろんなシミュレーションができると思うのですが、それを市が全部で話し合っってもらえれば良い、だから、そういうふうに市が取り組むよ、と言ってくれば、それで良いと思いますけれども。

米原委員長

市の取組として、公立とどう考えるかということですね。

でも、そういった他自治体の事例もあるので、そういったことも勘案してほしいという茂森さんからのご意見だったかと思います。

真木委員

真木です。今、③の試行的・試験的という言葉、それを見ていると、すごく実験、本当に実験的な感じでとれるので、率先してという言葉が前にもあるんだけど、何かそういうような言葉が入ると良いのかなど。

どこよりも率先して、役所関係の行政の公立園が役割を担います、みたいな感じの、文章は今思い浮かばないけれども、実験的・試行的というような言葉じゃなくて。

中村委員

市が取り組むということでしょう。園と一緒にね。

真木委員

そうそう。今、うちの園も、すごく恩恵にあずかっているというか、すごくよくしてもらっていて、小金井保育園さんに。すごく感謝しているんですよ。コロナで今のところぶつと切れている状況ですけども、楽しいです。交流させていただいてね。だから、感謝しているのでそういうような感じの、率先してという、引っ張ってくださると他の園はついていくと思うのでね。

米原委員長

それは、ゆくゆくは民間同士などに繋がっていくということなのでしょうかね。

大越委員

大越です。今の、真木先生のお話で、試行的・試験的な役割を担いますって、自分の子どもが実験されているような、すごい印象を受け

て、衝撃的だったのですけれども、ちょっとこれは書きぶりを直して
いただきたいのと、新たな施策や、というのはわかるとして、新たな
事業の実現って、どういうことなんだろうなど。

米原委員長

私が受けた印象では、医療的ケア児を受け入れるというので、看護
師をある程度確保してやりましょう、じゃあ民間さんにもお願いをす
るけれども、まず市が率先するというような事業をイメージはしたの
ですけれども。この間のやり取りでね。多分様々に考えられると思っ
ますが。

事務局（保育政策
担当課長）

事務局です。今、委員長が言っていたのが一例かなと思って
いまして、新しい取組を行うにあたってまずは、という意図ですので、
具体的に何か取り立ててこの事業というふうに想定して事務局とし
て書いたつもりはありませんし、何度も申し上げておりますが、実験
的などというような捉え方が、この文言は多かったかなと思うのですけ
れども、新しく何かを始める時に、というような、まずはやってみる
のはというつもりで書かせていただいたので、ただ、上のレベル感と
合わせたときにどういう書き方になるのかというのはこちらの方で
預からせていただくことにはなってしまうかなと思いますが、意図と
しては、そのような意図という形になります。

大越委員

ありがとうございます。特に、今の段階でないというお話だったか
なと思うので、それを書く必要があるのかなと思います。

米原委員長

具体的に何かあるような表現になってしまっているということ
ですね。そこも検討して、書きぶりを変えていきたいと思います。

他、いかがでしょうか。

本来は私がまとめて事務局よろしく、というふうにするべきところ
が、事務局に認識の確認をお願いしてしまって申し訳なかったです。

真木委員

真木です。井戸下さんの話で私も賛成なんだけれども、この外の枠
の地域社会も入るのかなと今曖昧になっているのかなという話が。

米原委員長

この図に関しては、会議での当初何度も話し合っ、地域大事だよ
ね、小金井市の自然も大事だよねという中で、子どもが中心である
ということは確認されてきましたので、これも全体に係るような場所
というか、位置で載せるという方向で検討したいと思います。よろし
いでしょうか。ありがとうございます。

井戸下委員

井戸下です。今、イメージ的にはですけれども、今世田谷区のが出
てきたのであれなのですが、本当に、一番最初のページにどんと載せ
る、みたいなイメージで。

米原委員長

他、いかがでしょうか。

それでは、今までいただいたご意見を反映して、またお示ししたい
と思います。

藤原委員

すみません。前回の会議です、真木先生だと思っておりますけれど

も、ガイドラインの活用、作った後に、ガイドラインをどう活用するかというような勉強会だったり研修を実施しないとあまり意味がないみたいな話があって、それをこの3のところに入れるのはどうかと。宙ぶらりんになっていると思うのですけれども、そこは。

米原委員長
事務局（保育政策
担当課長）

ガイドラインの研修とか活用法。
事務局です。こちらについては、戻っていただいて、25ページ、そちらの方に、今回修正させていただきました（1）、市が中心となって研修会を実施すると、こちらの方に入れさせていただいて、全体的に係るには、とても大事なものなのですけれども、ちょっと個別のかなと思いましたが、こちらの中により強く入れさせていただいて、という形の修正をさせていただきました。

米原委員長

ありがとうございます。竹澤さんが、先ほど保護者にも周知というのは、広く市民に対して公開するというのだと、保護者に周知というのが伝わりにくいのではないかということだったかなと思いますが、それについても、いかがでしょうか。

真木委員

真木です。多分、この関連で市のホームページとか、いろんなところに載せてほしいという話をしたと思うので、こんなのあるんだよということは、公開してよいと思います。ぜひしていただきたい。

竹澤委員

竹澤です。ここに、（1）のところに、広く市民に対して公開することにしますと書いてあるのを、忘れたわけじゃないのですけれども、例えば（1）の、保育の質のガイドラインの活用兼周知、活用、何かもう少し、活用だと、保育現場で活用するというような、保護者が活用というのはなんかそういうイメージはないので、ちょっとこのところの見出しを、もう一つ、活用及び周知、みたいな感じにすると、市民にも広く公開するということが強調されるのかなというふうに思いますし、最初の方がちょっと長い、また、活用を推進します、ここで一文を切って、最後の、また市内保育施設における保育の質を確保する指標として広く市民に対して公開することとしますというのは、また段落を変えて書くのか、そういう形にした方が、また活用と公開って別のものというのが分かるのかなというふうに今少し思いました。

米原委員長

分かりました。ここの書きぶりに関して、引き取らせていただいて、項目そのものに関わることですので、できるだけより良い方法を考えますけれども。次回反映させていただければとは思いますが。ありがとうございます。

他は、いかがでしょうか。

それではですね、議題の3を以上とさせていただきます。

次に、議題4、その他についてですけれども、まずは皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、事務局から、

資料59について何かございますでしょうか。

事務局（保育政策
担当課長）

はい、それでは、その他のところで、事務局から2点ございますが、1点目でございます。まず、保育計画という名称についてですが、事務局の方で資料59という形で、変更案についてご提示をさせていただきます。これにつきましては、第1回の策定委員会の時から、保育計画という名称が実態に合っていないとの問題提起がありまして、市の方としましても同様に受け止めておりましたので、全体がある程度出そろった時点でご提示を今回させていただくものでございます。

計画という言葉がなじまない理由としましては、行政の方で計画と申し上げた場合、年度ごとの目標数値があったり、法令等によって策定することが定められているものをよく連想されますけれども、この保育計画はそのようなものではないことから、策定後の誤解を避けるためにも、策定までに変更させていただく方向となっていたかと思えます。名称につきましては、資料をご覧くださいと思います。月並みですけれども、（仮称）保育計画は、小金井の保育の将来を見据えて、質の向上と施策の方向性を示していくものとなりますことから、名称を小金井保育ビジョンに変更し、特にポイントとなります、保育の質のガイドラインと、今後の保育施策の方向性についてサブタイトルで加える形ではどうかと思えますけれども、皆様のご意見を頂戴できればと思います。よろしくお願い致します。

米原委員長

只今事務局から、保育計画、これは（仮称）ということで表現しましたけれども、名称変更について、変更案の提示がありました。もともとこの計画自体がですね、策定委員会の要綱なども整理していたことから、市の考えを尊重したいとは思いますが、ご意見がある方がいらっしゃいましたら、お願い致します。

井戸下委員

井戸下です。この会議の中で、これで良いかどうかを決めちゃうのですか。

米原委員長

というか、意見を出していただく。

井戸下委員

皆さんの異論がなければ、これで行く方向でという感じなのですかね。個人的にはもうちょっと考えたいかなという気がします。皆様はいかがでしょうか。

事務局（保育政策
担当課長）

今後のスケジュールのことがあるので、事務局の方から先にご説明させていただきます。このタイミングで出させていただいたタイミングとしては、先ほどご説明した通りかなと思っています。

事務局の方としては、パブリックコメントをかけるときには、名前を変えた形にしたいかなと思っています。保育計画のままかけて、できたときに名前が変わっているというのはよろしくないかなと思っております。そこから逆算しますと、予備日は皆様のほうに申し上げましたが、パブリックコメントの期間等を考えます、1月の1回でまと

めて、パブリックコメントに行きたいと思っていたものですので、そうしますと、今日こちらで皆様の方で異論がなければ、ご承認いただければよいかと思っっているのですが、ご意見等を頂くとしても、次回には確定するぐらいの流れでしていただければ、事務局としては間に合うかなというふうに考えております。以上です。

竹澤委員

竹澤です。感じとしては悪くないかなというふうに思ったのですが、ここで、小金井市ではなくて、小金井、というのは、事務局としての意図というのはありますか、というのをお聞きしたかったのですが。

事務局（保育政策
担当課長）

事務局です。ちょっと行政らしくない理由で恐縮なのですが、小金井市保育ビジョンより、小金井保育ビジョンの方が通りが良いというような形で考えさせていただきました。市というのを抜いた意図というのはそんなに多くありませんし、内部でも実は検討したときに、最終的に市のものになるので、市というのが抜けるのはどうかという意見が出ていたのは確かなのですが、皆様の中で、保育計画という名前から変えるにあたって、少し、そういうような気持ちがあって、取らせていただいたということですので、そんなに大きなこだわりはないということだけ、申し上げておきます。

米原委員長

いかがでしょうか。どうですかね。今日ご提示いただいて、これで、というふうにもできますけれども、ちょっと時間を取った方がよいというご意見もありましたので、もしよろしければ、意見だとか提案だとか、こういう思いが入った方がよいということ、事前にまた事務局にお寄せいただいて、1月に決めるという形で、そのような方向でもよろしいでしょうかね。

真木委員

真木です。小金井市、小金井の保育、どちらでも良いなら、市を入れておいた方が、なんかかっこいいかなと思います。で、これは本当に、下の波のところから、保育の質のガイドラインと今後の保育施策の方向性という、そのものずばりだから、特に、それは問題ないかなとは思うのですが、すみません。

米原委員長

あと、もしご意見があるのであれば、この場で共有できたらと思いますので、お出しいただけますでしょうか。

竹澤委員

竹澤です。私も、市が入った方が、行政としての枠組みというか、そういうのも伝わりますし、市が出すものなので、市と入れたほうが良いかなというふうに思いました。

米原委員長

他は、いかがでしょうか。

井戸下委員

井戸下です。今これでご意見がいろいろ出て、それでなさそうな感じであれば、特に次回に持ち越す必要はないかなと思います。

米原委員長

いかがでしょうか。こういう計画のタイトルの中に、未来とか夢とかいう言葉を入れることもあるようですけれども、せっかく長い期間

皆さんが携わったものですので、その思いを反映すると良いのかなと思います。

大越委員 大越です。保育計画よりかは、こちらの方がすんなり入ってくるかなとは思いますが、今日出されて、何も考えられない、今委員長が仰ったように、もっと他の言葉ももしかしたら当てはまるかもしれないしと思うと、この場ですぐに考えられないなという感じがしました。

飯塚委員 飯塚です。もし、私も今パッとと言われて、他の良いものが思いつかないのですけれども、もし事務局の方で、他に候補が挙がった名前があれば、教えていただくと考えやすいかなと思うのですけれども。

事務局（保育政策担当課長） 事務局です。これが一番柔らかかったんですね。あとは、保育施策の基本方針とか、あとは、余談になりますけれども、あえて、よく使うカタカナを調べてみるとかですね、やってみたのですけれども、やはり本質からずれていってしまうような感じがあたりしますし、事務局側として、今委員長が言っていただいたあたりの言葉を入れるのは、ちょっと冒険しすぎだったものですので、ですので、一応名は体を表すぐらいに落ち着いたというところがあります。ただ、やはり庁内でも、基本方針みたいな方が、役所としては分かりやすいという意見もありましたけれども、内部でも協議はしたのですが、あまりいろんな案は出なかった結果というところですね。ですので、いくつか皆さんからご意見が出ていますので、次回までに出していただいたものを持ち寄ってというような時間は、可能性についてはあるかなと思っています。

米原委員長 それでは、皆さん、時間を取って考えていただきまして、大体いつぐらいまでにお伝えすればよろしいでしょうか。

事務局（保育政策担当課長） 事務局です。恐縮ですが、一旦年内にはメールさせていただきます。できれば、事前に共有した段階で当日ご議論が良いと思いますので、14日に皆様の集めたものを当日配るようなことはしないようにしようと思いますので、事前の送付なのか、少なくとも、集約が間に合わなくて、事前のメールになるかは別ですが、そのような形のスケジュールも含めて、年内にはメールをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

米原委員長 ありがとうございます。では、この名称についてはよろしいでしょうか。では、引き続き、事務局から。

事務局（保育政策担当課長） はい、ではもう1点目の事務局からの、これは連絡事項になります。次回の日程です。今回は、1月の14日になります。時間につきましては、恐縮ですがまた午後6時からとさせていただきます。場所は全く同じこちら、前原暫定集会施設A会議室となります。

次回ですけれども、5章の部分は若干こちらのほうの宿題もいただ

きましたけれども、次回につきましては、1章から5章まで、全部をまとめた形のを改めて皆様に事前にお送りして、それについての確認中心の会議になるかなと思います。あと、もう1点は、タイトルについて決めていただくと、その2点を中心になると思います。

そちらとともに、パブリックコメントの予定などについても、スケジュールなどについても、1月の会議ではご説明させていただきたいと思いますので、そちらでパブリックコメントにかける案の確定を目指していただきたいと思います。事務局からは以上です。

米原委員長

ありがとうございます。それでは、ちょっと早いですけれども、早いと言っても2時間半経ちましたが、以上で本日の会議を終了とさせていただきます。本日の会議が、今年、令和2年、2020年最後の会議となります。皆様、今年1年どうもありがとうございました。計画もあと少しのところまで来ました。来年もよろしく願い致します。それでは、終わりです。本日は大変お疲れ様でございました。

以上